

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 三浦 正臣

1 日 時

令和2年12月8日（火） 午後1時30分から
午後2時51分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

三浦正臣、後藤慎太郎、古手川正治、嶋幸一、浦野英樹、羽野武男、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

志村学、二ノ宮健治、河野成司、堤栄三

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 和田雅晴、企画振興部長 高屋博 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第112号議案のうち本委員会関係部分、第114号議案及び第116号議案から第120号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 陳情22について、質疑を行った。
- (3) JR久大本線の復旧について及びトリニータのシーズン結果について、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (5) 参考人の招致について協議した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	富高德己
政策調査課調査広報班	主事	麻生ちひろ

総務企画委員会次第

日時：令和2年12月8日（火）13：30～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 総務部関係

13：30～14：10

- (1) 第112号議案 令和2年度大分県一般会計補正予算（第7号）
（本委員会関係部分）
 - 第114号議案 職員の定年等に関する条例の一部改正について
 - 第116号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
（農林水産委員会及び文教警察委員会へ合い議）
 - 第117号議案 当せん金付証票の発売について
 - 第118号議案 大分県税特別措置条例の一部改正について
 - 第119号議案 森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正について
（農林水産委員会へ合い議）
 - 第120号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
（農林水産委員会へ合い議）
- (2) その他

3 企画振興部関係

14：10～15：00

- (1) 付託案件の審査
 - 第112号議案 令和2年度大分県一般会計補正予算（第7号）
（本委員会関係部分）
- (2) 付託外案件の審査
 - 陳 情 22 大分県版まち・ひと・しごと創生事業の原点回帰について
- (3) 諸般の報告
 - ①JR久大本線の復旧について
 - ②トリニータのシーズン結果について
- (4) その他

4 協議事項

15：00～15：10

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 参考人の招致について
- (3) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

三浦委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は委員外議員として志村議員、二ノ宮議員、河野議員、堤議員が出席しています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案7件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより総務部関係の審査に入ります。

まず、第112号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第7号）のうち、総務部関係部分について、執行部の説明を求めます。

和田総務部長 初めに私から、本日審査をお願いしている案件等について概括的に説明します。

本日の委員会では、付託案件7件について審査をお願いしています。

このうち、第112号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第7号）については、大分空港へのアクセス時間短縮等のため、ホーバークラフトの調達や発着地整備等に必要な経費を計上するものです。

第119号議案森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正については、大分県森林環境税の適用期間が令和2年度までとなっていますが、引き続き、森林環境の保全や森林を全ての県民で守り育てる意識を醸成する施策の財源を確保する必要があることから、適用期間の延長等を行うものです。

第120号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正については、農地法に基づく農地の転用許可等に係る県の事務について、日田市及び竹田市へ権限を移譲するものです。

各事項の詳細については、それぞれ担当課長から説明しますので、どうぞよろしく願います。

高木財政課長 それでは、第112号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第7号）の歳入について説明します。

議案書は1ページですが、総務企画委員会資料で説明します。資料の1ページを御覧ください。

今回の補正予算案の主な内容は、冒頭にあるとおり、大分空港へのアクセス時間を短縮するためのホーバークラフトの調達や発着地整備の準備に着手する内容となっています。詳しくはこの後、企画振興部から説明があります。もう一つは河床掘削工事等ですが、本年度の支出はありませんが、早期発注に向けた債務負担行為を設定し、公共工事の施工時期の平準化を図るものです。

補正額は、1補正概要にあるとおり、2億8,334万1千円であり、累計の予算額は7,757億763万4千円となります。

歳入については、その下の歳入の内訳にあるとおり、県有施設整備等基金からの繰入金です。

なお、今回の補正予算案には総務部関係の歳出はありません。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に御質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、企画振興部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第114号議案職員の定年等に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

渡辺人事課長 第114号議案職員の定年等に関する条例の一部改正について説明します。

議案書は13ページからですが、総務企画委

員会資料で説明します。資料の2ページをお開き願います。

まず、1の改正理由ですが、今回の新型コロナウイルス感染症のように、本庁において感染症対策等複雑高度化する保健衛生行政の課題に適切に対応するためには、医師としての高度な知見が必要不可欠となっており、40年前の条例制定時に比べ、本庁勤務医師の職務の専門性が著しく高くなっています。

このため、公衆衛生医師の確保が難しい中であって、本庁勤務医師と保健所、病院等の勤務医師の処遇を同等にし、双方の間で幅広く人材を活用していく必要があることから、今回所要の改正を行うものです。

次に、2の改正内容についてですが、従来、医師については、保健所、病院その他の施設等において医療業務に従事する場合は定年年齢が65歳となっていました。改正後は、医師については勤務箇所にかかわらず定年年齢を65歳とするものです。

最後に、3の施行期日については、公布の日としています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第116号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてですが、本案については、関係する農林水産委員会及び文教警察委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

高木財政課長 第116号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてです。

議案書は16ページですが、総務企画委員会資料で説明します。資料の3ページをお開きください。

今回の改正は、1の基本的な考え方とおおり、法令の改正等に伴う事務の新設によるものが1件で、家畜人工授精関係事務の改正です。

2の改正内容を御覧ください。近年の家畜人工授精用精液及び受精卵の海外への不正持ち出し事案等を受け、適切な生産・流通・利用を確保し、家畜の改良増殖を継続的・効果的に促進するため、家畜改良増殖法及び同法施行規則の一部が改正されました。

この改正により、家畜人工授精所内に開設許可証を備え置くことが義務付けられ、現状の開設許可の事務に加え、新たに開設許可証の書換え交付事務と再交付事務が創設されたため、それぞれ手数料を新設するものです。

手数料の額は、既存の家畜人工授精師免許証の書換え交付手数料及び再交付手数料と同等の事務であることから、同額の1,700円と設定しています。

施行日は、大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の公布の日を予定しています。

その他の改正として、条文中で引用している団体名称の変更等に伴う表記の改正が2件あります。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

羽野委員 書換えまでの期間は何年でしょうか。

高木財政課長 基本は書換えの必要はありません。代表者の名前や住所が変わった場合に書換えが発生するので、その際に事務が発生します。

三浦委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本案について、農林水産委員会及び文教警察委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第117号議案当せん金付証券の発売について、執行部の説明を求めます。

高木財政課長 議案書は17ページですが、総務企画委員会資料の4ページで説明します。

第117号議案当せん金付証券の発売について、いわゆる宝くじについてです。

宝くじについては、当せん金付証券法により、都道府県及び指定都市が公共事業等の費用に充てるための資金を調達する場合に、その発売が認められています。地方公共団体ごとの売上額の約4割がその団体の収入となり、本県の宝くじ収入は令和元年度で約28億円となっています。

今回の議案は、令和3年度に本県が他の地方公共団体と共同して宝くじを発売するにあたって、総務大臣への発売許可申請の際に必要な宝くじの発売限度額について、議会の議決をお願いするものです。

令和3年度の発売限度額については、全国の発売計画額及び直近の売上実績等を勘案して見積もり、令和2年度より4億円多い108億円としたところです。

主な増減理由は、ナンバーズやロトの数字選択式くじの全国発売計画増に伴う増額及び年末ジャンボ等のジャンボくじの本県売上実績の増等に伴う増額です。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第118号議案大分県税特別措置条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

山口税務課長 お手元の総務企画委員会説明資料の5ページをお開き願います。

議案書は18ページですが、お手元の資料により説明します。

1の改正理由にあるとおり、減収補填制度が適用される場合を規定している総務省令の一部改正に伴い、大分県税特別措置条例の一部を改正するものです。

2の改正内容についてですが、引用する省令が名称変更されたことに伴い、新旧対照表に記載のとおり、規定の整備を行うものです。

3の施行期日については、公布の日としています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第119号議案森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正についてですが、本案については、関係する農林水産委員会に合議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

山口税務課長 お手元の総務企画委員会説明資料の6ページをお開き願います。

議案書は19ページですが、お手元の資料により説明します。

1の改正理由ですが、県民税の均等割に係る税率の特例、いわゆる大分県森林環境税については、令和2年度までが適用期間となっていますが、引き続き、森林環境の保全や森林を全ての県民で守り育てる意識を醸成する施策の財源

を確保する必要があることから、適用期間の延長等を行うものです。

次に、資料の7ページを御覧ください。

前回の委員会で、大分県森林（もり）づくり委員会から知事に対し、大分県森林環境税を継続し、今後も大分県の森林づくりの課題解決に向けた取組を実施していくことが望ましいとする報告書が提出されたことを御説明しました。

その後、資料にあるとおり、9月30日から10月30日までの1か月間、パブリックコメントを実施し、16名の方から27件の御意見が寄せられました。

意見の概要としては、3の（1）にあるように、税の継続に賛成する意見が多数であり、反対意見はありませんでした。

主な意見としては、3の（2）にあるとおり、災害に強い森林づくりや森林・林業教育を推進してもらいたいなど、税の使途に関する意見が多く寄せられました。

資料の6ページにお戻りください。

今回の改正では、こうした県民の皆さまの御意見も踏まえ、2の改正内容（1）にあるとおり、税率の特例に係る現行の制度を維持した上で、その適用期間を5年間延長します。

また、（2）のその他規定の整備として、国税における連結納税制度が廃止されることに伴い、税率の特例に係る規定から当該制度に基づく規定を削除します。

3の施行期日については、公布の日としています。ただし、その他規定の整備については、令和4年4月1日施行となります。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

後藤副委員長 今回、一般質問で森林環境税について質問した観点もあるので、何点か質問します。

一つは、この前、大分合同新聞に出ていましたが、カモシカの問題です。祖母山で生活できなくなったカモシカが里山に下りてきて、その保護の問題や、シカとの共生をどうするかとかあるんですが、あれだけ合同新聞でも取り上げ

られたので、その後、何か反響があれば。パブリックコメントではカモシカのことは出ていないですが、何かあれば教えてもらえればというのが一つ。

先日、私は林業に関して養蜂のことも一緒に質問しました。養蜂自体は畜産業にもなり、また山を使い、農業とかにも入っているので、あえてここで話をさせてもらいます。要は、環境を考えた場合は、ニホンミツバチは生活環境や生態系を守る役割もあるわけで、実際、山や環境を守ろうとなると、やっぱり部や課を超えて、様々なところで、本来、SDGsをやっているかといけないのではないかと、質問を作りながら思いました。

そうこうしていたら、先週、滋賀県がSDGsを農業で活用する条例を作るという記事も見たので、ぜひ農業とか林業でSDGsの条例を県でも考えられたらどうかと思ったものですから、もし何かそういう考えが今の時点であれば教えてください。

山口税務課長 使途の話になると、管轄が農林水産部になるので、今後藤副委員長の話をきちんと伝えます。また後日回答ということでしょうか。（「いいです、結構です」と言う者あり）

三浦委員長 ほかに、委員の皆さんありますか。
〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方はありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本案について、農林水産委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことでした。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第120号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてですが、本案については、関係する農林水産委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

澁野市町村振興課長 第120号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について説明します。

議案書は20ページですが、委員会資料の11ページで説明します。

一番上の枠囲みの中を御覧ください。本条例は、地方自治法の規定に基づき、県の権限に属する事務のうち、市町村に移譲する事務の範囲等を定めた条例です。このうち、今回は別表第1の各市町村に移譲する事務に関する改正です。

次に、1市町村への権限移譲と書かれた枠囲みの中を御覧ください。(1) 条例改正の概要ですが、農地法に基づく県の事務の一部について協議が整った市町村に権限を移譲するものです。

(2) 具体的内容ですが、新たに日田市と竹田市に対し、二つ目の白マルの移譲する事務の概要に記載しているとおり、農地又は採草放牧地の転用許可に関する事務などを移譲します。

その下の図の網掛け部分を御覧ください。4ヘクタール以下の転用許可について、許可権者が知事から市長に変更となります。

最後に、2施行期日ですが、県民への周知期間等を考慮して、令和3年4月1日からとしています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本案について、農林水産委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 なければ、私から1点あります。

私の地元日出町のイスラム教徒の方、ムスリムの土葬墓地問題です。これは今、町を二分するような形で建設反対、建設賛成ということで、建設反対の陳情が議会では採択されました。

しかし、その前々日、教会の方々が早期の建設を求める書面を町に提出している状況です。

このような中、まず、これまでの経緯として、日出町から県に何らかの、例えば、助言を求めたりとか、若しくはそういった動きがある中、県から何かアドバイスがあったのか。あわせて、この土葬問題、九州はもちろんですが、四国、中国地方では初めてですので、そういった状況を鑑みても、日出町だけでの判断は非常に難しいと私自身捉えますが、その辺の県としての考え方も聞かせていただければと思います。

澁野市町村振興課長 日出町のムスリムの問題ですが、これまでの経緯としては、今現在のところ総務部に対する相談はありません。恐らく墓地埋葬法を所管している生活環境部において、日出町等の相談を受けながら、日出町でいろんなことを検討されているのではないかとは思っています。

いずれにしても、この問題はいろんな観点、方向から地元で検討を要する問題だと思いますので、日出町から私どもに事務執行にあたって相談があったら、生活環境部とよく連携しながら、日出町を支えていきたいと考えています。

松原県政情報課長 補足ですが、当課で宗教法人を所管しており、その関係で、当該教会から平成30年頃から日出町内で事務所を設置したいという相談がありました。その関係で、日出町からも宗教法人法上の手続等について照会があって、こちらもそれについて回答しています。

日出町内への事務所の設置について、今年4月に宗教法人法に基づく宗教法人規則の変更の認証を行っています。事務所の設置といっても墓地経営と直接関係はなく、要は、その事務所を拠点にして法人活動、宗教活動を行っているかといった観点からの審査になるので、1年程

度の活動実績を確認した上で変更の認証をしています。

実際、その後の墓地経営の許可については、さきほど申したように日出町の権限ですので、認証後、当課で6月以降の一連の動きについては新聞報道で知る程度です。こちらも法人なり理事長から相談があれば丁寧に対応したいと考えています。

三浦委員長 ありがとうございます。

今、手続きが整えば許可せざるを得ないような形なのか、議会とすれば地元住民の反対を尊重して、建設反対という意見を明確に表しましたが、その辺はいかがでしょうか。

澁野市町村振興課長 詳細は今後になるかと思いますが、日出町で独自に条例も定めていると思いますので、今後、正式に団体と日出町で綿密に協議される中で、条例の趣旨、法律の趣旨等に照らし合わせながら検討が進んでいくのではないかと思います。

三浦委員長 ありがとうございます。

外国人の墓地建設の問題は本来、国、外務省だと思いますが、ガイドライン等を設けてしっかりあっせんだったり、必要に応じて行政に対して助言をしていくと思います。多分外務省だと思いますが、県から外国人墓地建設についての情報を取って、日出町も非常に難しい判断を迫られているので、ぜひしっかり協議をしていただければと思います。

あわせて、これまで外国人の流入を許容するというか、認めてこういう事態を既に招いているわけですから、このような事態が予測できていると思います。国に対して情報の開示であったり、情報の部分をしっかりとつかんで、基礎自治体に落としてほしいとも思いますが、その辺はどうでしょうか。

澁野市町村振興課長 今、委員長からそういった話があったことを国際政策部門などとよく連携しながら、その辺の情報共有もしていきたいと思います。

三浦委員長 今日の委員会でのやり取り、しっかり私も町に戻すので、またこれから町からも様々なアドバイスを求めたり、いろんな相談が

あると思います。ぜひサポート、協議をよろしくお願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかにないようですので、これをもちまして、総務部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

執行部が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

〔総務部退室、企画振興部入室〕

三浦委員長 これより、企画振興部関係の審査に入ります。

本日は委員外議員として志村議員、二ノ宮議員、河野議員、堤議員が出席しています。

まず、第112号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第7号）のうち、企画振興部関係部分について、執行部の説明を求めます。

高屋企画振興部長 それでは、第112号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第7号）のうち、企画振興部関係について説明します。

総務企画委員会資料の1ページをお開きください。

左から3列目、補正額（B）の一番下、合計欄にあるとおり、今回、2億8,334万1千円の増額をお願いするものです。

左から2列目、既決予算額（A）の一番下、78億5,150万2千円と合わせると、一番右下にある補正後予算額（A）＋（B）は、81億3,484万3千円となります。

今回の補正予算案の内容ですが、大分空港へのアクセス時間を短縮し、観光やビジネス等における利便性を高め、地方創生を加速させるため、ホーバークラフトの調達や発着地整備の準備に着手するものです。

事業の詳細については、担当課長から説明します。御審議のほど、よろしく申し上げます。

遠藤交通政策課長 大分空港海上アクセス整備事業について、これまでの経緯を含めて説明します。

同じ資料の2ページをお開きください。

大分空港への海上アクセスについては、平成30年度から2年間かけて実現可能性を調査してきましたが、時間短縮効果、空港側のアクセスの良さ、整備の費用と期間のいずれにおいても、ホーバークラフトの方が高速船に比べて有効であり、上下分離方式の運航スキームであれば、収支確保も可能との結論に至り、本年5月に本委員会において報告をしました。

3ページを御覧ください。

本年6月に運航事業候補者を選定するための選定委員会を設置した後、7月からプロポーザル方式での公募を行い、10月に第一交通産業株式会社を運航事業候補者として選定しました。

いただいた事業提案内容について、資料中ほどを御覧ください。

運航計画に関しては、大分市側発着地として西大分を希望すること、安全対策に関しては、エアロシールドの設置などコロナ対策を徹底すること、地域貢献等に関しては、ターミナル施設にカフェや展望デッキを設け、かんたん港園やフェリー乗場など西大分のベイサイドエリア一帯でにぎわいを創出することや、ホーバークラフトを基軸としたMa a Sシステムを導入することなどについて御提案いただきました。

その後、第一交通産業株式会社と協議を行い、大分空港と大分市西大分地区の間で、20年間継続して運航を行うこと、県は運航事業に関する赤字補填を行わないこと、二次交通の確保やMa a Sの導入その他の地域活性化に協力して取り組むことなどを定めた基本協定を11月5日に締結しました。

4ページをお開きください。

運航事業者が決定し、大分空港最大の課題であるアクセスを早期に解決するためには、できる限り速やかに運航が開始できるよう準備を進める必要があります。まずは、船舶の発注に必要な仕様書等の作成や、発着地整備に係る測量・設計に要する経費についての補正予算案を、今議会に上程したところです。本予算案を議決いただければ、直ちに事業に着手し、令和3年度以降に改めて、船舶建造のための予算や用地取得、発着地の建設工事のための予算

を計上する予定です。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

羽野委員 何点か質問しますので、よろしくお願いいたします。

まず、騒音の関係ですが、どの程度の騒音を想定して、騒音対策をどのように今のところ考えているのか、お願いします。

それから、前のホーバークラフトも騒音について苦情が出ていたという話も聞きますが、住民説明会の対象区域は沿岸から何キロメートルぐらいのエリアとか、そういったのを想定していれば、その範囲をお聞かせください。

それから、別府湾の漁業従事者の安全対策について考えがあればお願いします。

それと、仮に漁業に支障が出た場合の対応についてどのように考えているか、お願いします。

それと、現在、アクセスバスでエアライナーがありますが、当然ホーバークラフトになれば、その分エアライナーの収益に影響を及ぼすのではないかと思います。そこら辺のすみ分けとか収支見通しの考えがあるのか、お願いします。

それと、欠航時の代替輸送についての考えがあれば、その点についてもお聞かせください。

遠藤交通政策課長 それでは、順にお答えします。

まずは発生音の関係です。県としても周辺住民の日常生活への影響に十分配慮した対策をすることが非常に重要だと思っています。

その上で、ホーバークラフトからの発生音については、海の上を航行中の場合の音と陸に上がってからの音の二つに分けて考えることが必要です。

まず、陸に上がってからの音については、大分市の騒音防止条例の適用があって、この基準を満たすことが必要だと思っています。

昨年度の調査の結果では、陸に上がってから周囲に遮音壁を設置することにより、大分市騒音防止条例の基準を十分満たすことが可能というを確認しています。

また、海上航行中の発生音については規制す

る法令が今ないですが、やはり周辺住民の方々の生活への影響を考慮して、陸上に対して規制がされる基準を海上航行の場合にもしっかり適用し満たしていくことを考えています。

こちら昨年度の調査結果では、基準を基本的には満たすことが確認できていますし、実際に運航する際には、港内でスピードを落として運航するなどして、確実にその基準を満たすような対策を行っていきたいと思っています。

また、住民説明会も今後予定をしていますが、なるべくきめ細かく丁寧な説明をしていこうと思っており、その対象範囲については、自治委員とも相談しながら、今後決定していきたいと思っています。

それと、漁業従事者への安全の確保についてですが、やはり別府湾内で操業する漁船とか、ばら積み船等が航行している海域ですので、安全確保は極めて重要だと認識しています。

そのため、現在、海上保安部と協議をいろいろとしており、ホーバークラフトの出入港を確認できる回転灯を発着地周辺に設置することについて助言をいただいています。

加えて、ホーバークラフトに精度の高いレーダーを配備することや、他船との位置情報を交信する機器を登載すること、また、漁業従事者が操業している海域では安全な速度で航行を行うことなどについても検討しています。

いずれにしても、漁業従事者の方々と協議をしながら、安全な操業が行えるよう必要な対策はしっかり講じていきたいと思っています。

あと補償ですが、今回、新たな航路開設に伴う損失が発生した場合には、実態に応じて損失補償基準にのっとった対応はしっかりと取っていきたいと思っています。

現行の大分空港のアクセスバスとの関係ですが、今回、ホーバークラフトを導入するにあたって、発着場になる西大分に500台程度の無料駐車場を整備することを予定しており、自家用車やレンタカー利用者からの転換をメインに図りたいと考えていますが、御指摘のとおり、やはり一部空港バスからの転換も予想されます。

具体的な収支の見通しについては、今後、船

舶を調達することになります。その船舶の仕様やメンテナンス経費が固まった後、また、ホーバークラフトの運賃を設定した後にお示しすることになると思います。いずれにしても、大分空港アクセスとしては陸路と海路、二つのネットワークが安定的に維持されなければいけないと思っています。

そのため、今後県としては、例えば、コンセッション方式の導入とか国際線も含めた新たな路線の誘致など、まずは大分空港の利用者数そのものを増加させるための取組を行い、その結果、両ネットワークの利用者の増加を図っていきたいと思っています。

あと荒天時、欠航時は、西大分発着も含め、空港バスの運行と連携していければと思っています。

そのような在り方も含め、今後空港バスとホーバークラフトが相互に補完し合えるような体制、お互いがウィン・ウィンになるような構築に向け、今後関係者と協議を進めていきたいと思っています。

羽野委員 大体分かりました。

いずれにしても、事業を進めるにあたっては住民、それから漁業者との合意形成をよろしくお願いしておきます。

それから、エアライナーについて、現在の利益が路線バスの廃止とか赤字部分を補填していることによって維持されているという側面もあるので、そこら辺を含めて、共存できる体制を構築していただければと思いますので、よろしくお願いします。

嶋委員 騒音対策の説明がありましたが、西大分港の地域は結婚式場もあり、最終便のことを考えると、午後10時以降にホーバーが帰還してくることも予想され、想定外の苦情が出てくるのが考えられます。そうしたこともきめ細かい対応が必要だと思いますが、どのようにお考えですか。

遠藤交通政策課長 委員の御指摘のとおり、さきほどシミュレーション上は基準をクリアしているという話をしましたが、風の向きとか、想定外の音の広がりも考えられます。

また、おっしゃるとおり、結婚式場があったり、にぎわいの施設があったり、また夜間の運航も航空便のダイヤが今後どうなるかによって変わってきますが、そういうところを臨機応変に柔軟に対応して、住民の方々に納得して受け入れてもらえるような対策を、声を聴いていきながら継続的にやっていくことが必要だと思っていますので、そこはしっかりやっていきます。

嶋委員 住民だけでなく、事業者にもきちんと説明することが必要だと思うので、よろしくをお願いします。

後藤副委員長 昨日も説明していただきましたが、一つ思ったのが、レンタカーの話聞いて、確かにレンタカーの誘致とか必要なんだと改めて感じたわけです。

その中で今日書いている500台程度の駐車場ですが、これは乗降客のための500台なのか、若しくはにぎわい創出でそういった一帯の開発のために駐車場が必要なのか。これが500台でいいかどうか分からないですが、例えば、平面になるとすごく敷地もいるわけですよ。だから、その駐車場が立体がいいのかどうか。

あと、私も海側にいるときと思いますが、南海トラフの関係とかで、あそこら辺は高い建物がないので、かえって立体駐車場にしておいた方がいいのかなど。人が集まっている場所でもあるので、そういったことも検討され、立体駐車場方式で土地を買わなくても使えるような駐車場の配置なども考えたらどうかと、昨日話を聞いて思いました。そういったこともぜひ検討されたいかがかと思いますが、どうですか。

遠藤交通政策課長 無料の500台程度の駐車場を考えていますが、今後、発着場の測量調査をする中で、御指摘のとおり、立体駐車場も含めて最もベストな配置はしっかり考えていかなければいけないと思っていますし、津波の話もありましたが、緊急的に避難できる場所という観点で、立体駐車場もそうですが、ターミナル自体の上にも逃げられるようなことを含めて、そこはいただいた意見を踏まえ、利用者にとって一番使い勝手のいいものとなるようにしっかり検討していきたいと思っています。

古手川委員 まだ事業者が決定したばかりですが、第一交通産業から具体的にこういう運営をしていきたい、こういう仕掛けをしていくという話が公に説明できるような形ができれば、ぜひ委員会でも特別に時間を取って話を聞かせていただけると、我々もイメージがよりはっきりしてきますので、そういうことも可能であればお願いしたいと思います。

遠藤交通政策課長 そのような点についてもしっかり相談して、また検討していきたいと思っています。

浦野委員 乗組員の件について、以前は国内にホーバーの事業者は複数あったわけで、操縦訓練とか事故対策もある程度ノウハウとか知識の積み上げはあったと思いますが、今回はしばらく国内のホーバー事業者がないという状態で、船体も海外で、例えば、操縦訓練を実際に海外で行うような体制になってくるかなと思います。そのあたりの安全性の確保というか、何か議論がありますか。

遠藤交通政策課長 船舶をどこから調達するかは、まだこれから入札になりますが、海外の場合、海外で操船トレーニングをするのか、また、日本でトレーニングするのか、いずれのパターンも考えられているとは思っています。例えば、100時間程度の操船トレーニングに加え、座学形式のもの、またパイロットに限らず、メンテナンスのトレーニングも必要だと思っているので、それも十分な期間を海外、日本でということはしっかり考えていかなければいけないと思っています。造船事業者が決まったら、そこと協議をしながら、安全上問題ないようなトレーニング期間はしっかりと確保していきたいと思っています。

浦野委員 分かりました。

例えば、高速船であれば、極端な話、人が足りなくなれば採用というのは結構簡単だとは思いますが、ホーバーの場合は乗組員も整備員もかなり特殊な人材なので、人の確保については、船体だけ調達できたが動かす人がいないことにならないよう取り組んでいただけたらと思います。

遠藤交通政策課長 船員の確保は非常に重要な論点で、船員不足という実情もあるので、運航事業者の第一交通産業はもちろん、県としても大分運輸支局等も通じて、しっかり人材確保ができるように取り組んでいきたいと思えます。

三浦委員長 委員外議員の方はありますか。

堤委員外議員 この問題で私が一番心配するのは、20年間という計画です。今現在は国際航空運送協会（IATA）等のシミュレーションでどれくらいの客が戻ってくるだろうという予測の中での20年間赤字補填はしませんよということですが、何か抽象的ですよ。

具体的に、ではこの20年間は県として赤字補填しないという担保をどうしていくのが非常に抽象的で分かりにくいです。

今は、新型コロナという新たな感染症でしょう。これまでもSARS、MERSとかいろんなことが起きてきて、そのたびに全世界的なパンデミックが起きて、今回、こういう状況でしょう。

確かに、10月は昨年同期に比べたら売上げが半分戻ったという状況ですが、果たしてこれから数年後、それが完全に除去されて、売上げが右肩上がりに伸びていくのか。県としても大丈夫だという根拠がどうもないです。県民が一番心配しているのは、どうせいつかまた県がお金を出さなきゃいけないという話があるから、そこら辺は具体的にどういう方向性を持っているのか。

遠藤交通政策課長 御指摘のとおり、今コロナという状況で、航空需要の落ち込みはありますが、これまでの過去20年間、新型インフルエンザ、SARS、9.11、イラク戦争等、やはり外的な要因で航空需要は落ち込みをします。

ただ一方で、その後、再び回復をして、元々の成長曲線に戻るとするのはこの20年間の航空需要が示しているところですので、基本的には現在落ち込んでいますが、IATAだと令和5年、また、大手の国内企業だとそれより1年早く令和4年には国内線は回復するという見通しも示されており、その後、右肩上がりに成長していくことが予測されています。

ですので、コロナの状況もしっかり見据えながらこのプロジェクトを進めていきますし、今後赤字補填をしないことについては、第一交通産業との間でも契約をして、県に新たな損害が発生することがないように、そこはしっかり担保していきたいと思っています。

高屋企画振興部長 協定書まで今結んでいます。その8条の中で、今後は県と第一交通産業はいろいろ契約書を結んでいきます。例えば、船を貸し借りするとか、議案が通ったら、具体的なことを話し合うことになっていますので、その中で必要な契約書、確認書等をたくさん作らなければなりません。その話合いの中で、交渉事として課長が今言ったようなことをちゃんとやって、協定書で言う20年間の事業継続と赤字補填を行わないためにはどういう運航がいいのか、しっかり詰めていこうと思います。

堤委員外議員 別に反対するわけではないよ。ただ、そういう心配を多くの方から聞かれるんだよね。その部分でぜひ県として、具体的にどういう状況で、赤字は絶対こういう形で出さないという気概を常に情報公開で多くの方に知らせていくと。これはこれから大切になってくると思いますから、その点はくれぐれもよろしくお願いします。

高屋企画振興部長 堤議員のおっしゃるとおりだと思いますので、情報を出しながら、今後3年間で心配なくスタートできるように、今後とも気を付けてやっていこうと思っています。

河野委員外議員 大変御苦労さまです。

今後、インバウンドも含めた来県者をいかに増やしていくかは、大分県の地域を支えていく上で大変大きな課題であり、その取組をしているということで敬意を表します。

ただ、20年間使うことについて言うと、最初に導入する機材としてのホーバーについては、相当程度最新の技術を持って静音化とか、安定化といったものがきちんと図られるように仕様を詰めていただきたいと思います。

御案内のとおり、このホーバークラフトは軍事利用され、敵前上陸、揚陸のための仕様を前提に設計されているものも多く、そのため夜間

等にサイレントモードというものを持って、非常に騒音を低減する技術も発達していると伺っています。そういったものを民生用ではあるとしても、最新の技術を用いて、これから20年間、地域の皆さんに納得していただけるようなものに仕上げていただきたいと思います。その辺仕様書の検討段階、今どのような状態でしょうか。

遠藤交通政策課長 御指摘のとおり、今後仕様書を作っていく中で、やはり10年前よりも技術が進んでいますので、例えば、発生音については一定程度このようにしてほしいとか、また今後メンテナンスのことを考えると、もし輸入となった場合、コストが割高になってしまうので、じゃ、部品の国内生産化ということができないかも含めて、今後この予算が通ったら、委託事業者としっかり詰めて、よりいいものが調達できるように御指摘の点も踏まえ、検討していきたいと思っています。

河野委員外議員 静音化の部分について言うと、大分県内でもタービンプレードの設計の専門屋がいて、世界の超一流の自動車メーカーからタービンの設計等について委託を受けているところもあります。そういったところを使うことも考えていただいて、世界に誇れるような技術をこの際、確立することも含めて検討いただければと思います。

遠藤交通政策課長 アジアで唯一運航するのが大分県で、今後大分県を代表するシンボリックなものになっていくと思っているので、皆さんに愛していただけるようなホーバークラフトをしっかり造るように尽力したいと思います。

嶋委員 ホーバー導入に向けて、今いろんな話があったように課題が山積しており、影響を受けることが予想される県民やバス事業をはじめとする事業者丁寧に説明し、今後のことも協議をしていく、手当てが必要なところは手当てをしていくことが大事だと思っているので、慎重に進めていただきたいと思います。

高屋企画振興部長 委員のおっしゃるとおりで、関係者が大変多く、これから3年間ありますが、急いで関係者とは協議を進めていって、皆さん

に納得していただけるような形でスタートすることがいいと思っています。そこら辺は抜かりなくやろうと思っているので、また御指導をお願いします。

古手川委員 最近では200万人ぐらいの方が空港を使われている中で、現状はどうですか。車、エアライナー、そして、観光バス、その辺で200万人の方がどういう形でさばかれているのか、その辺の割合の数字は把握されていますか。

遠藤交通政策課長 詳細なデータはなかなか難しいですが、ざっくりで言うと、大体自家用車3割、バス3割、その他レンタカーや送迎等で3割から4割、そのような分担になっていると思っています。

古手川委員 現状の200万人の中で、ホーバーでさばこうとするのが30万人、そして、200万人を超えてきたときに40万人になればという目標値ですね。そうすると2割ないですね。大変な事業ではありますが、2割でしかないということは、中心のさばきではないと。やはり道路だったり、そういう流れになっていくと思います。そうしたときに空港道路も含め、ある程度道路改良が終わっているという意見もあります。まだまだ未改良の部分もあると。

それと、JRの杵築駅を利用した部分、この辺がやはり地元的生活とも密着してくる部分があると思います。何かそういう部分でも、年間4億円、20年で80億円をホーバーにつき込むのであれば、道路と違う形で地域のJR杵築駅を中心にした新たなものを何か考えると、か、そういうものに同じような形で投資をしていてもいいかと思います。そういう部分も含めて、ホーバーだけでなく、200万人が300万人になって、それをもっともっとさばくための空港時代、そして、そこからの流れというような展望もぜひまた聞かせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

高屋企画振興部長 委員のおっしゃるとおりで、過去のホーバーフェリーの利用者が最高であったのが平成2年で、そのときでも29.1%と。あとは車とバスとなっているので、やはり陸路

は大事ですし、我々今まで鉄道を使うという発想が余りなかったですが、一番最寄りの鉄道駅は杵築駅ですので、杵築駅の相原を通るか、直接つなぐ等ありますが、利用促進を図る期成会等があるので、自治体とか企業とかの意見をちゃんと聞いて、陸路もしっかり対応していきたいと思っています。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに御質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、本案のうち本委員会関係部分について、さきほど審査した総務部関係を含め、一括して採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、本案の可決にあたり、皆さんから様々な御意見をいただきました。委員会として付帯意見としてまとめ、委員長報告に盛り込みたいと思います。

私としては、大分空港へのアクセスはとても大事ですけれども、ホーバーのみならず、しっかりとした全体像を示していく必要があると思っています。また、状況の変化に応じて、適宜、委員会を通じて執行部から情報提供や意見を求めたい。このような趣旨で、意見を申し添えたいと思います。

皆さん、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 はい。委員長報告の具体的な文言は委員長に御一任いただきたいと思います。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されている陳情22について、執行部の意見を求めます。

藤川おおいた創生推進課長 陳情文書表の2ページをお開きください。まず、陳情の概要につ

いて申し上げます。

本陳情は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画が、まち・ひと・しごと創生法等に準拠しておらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の補助金等の交付の不正な申請及び不正な使用に相当するとして、調査等を行う百条委員会を設置し、県民に公開することを求めるものです。

陳情の中にある新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に対応するために国が定めた要綱に基づいて交付されるものであり、まち・ひと・しごと創生法等とは、直接の関係はありません。

また、本交付金の申請に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定された法令及び予算に違反しないか、目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等の基準に基づいて、国が厳正に審査しており、先月25日に総務大臣から交付決定されました。

なお、陳情の中にある平成27年度の地方創生交付金の一部が会計検査院より指摘を受けた項目については、令和元年第2回定例会に同じ内容の陳情が提出され、総務企画委員会において御審議いただいているので、説明は省略します。

三浦委員長 この陳情について、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方はありませんか。

堤委員外議員 毎回このことを話しますが、今日陳情者が来ているから、ちょうどいいかなと思うんだけど。過去6月、9月の議会で同じような陳情が出されていますね。中身もそんな遜色がない、変わりがないが、これを出されるということは、つまり、陳情者にとってみれば納得ができていないと思います。となれば、こういう委員会の中で具体的に状況を詰めてという話は難しいかもしれないが、多分本人と何回かは話したと思うけど、もう少し詰めて、さきほど問題がないという話だったけど、本人は問

題があると思っているわけで。そこら辺は詰めた話合いの場をぜひ持っていただきたいと思いますが、そこら辺どうですか。

藤川おおいた創生推進課長 前回、前々回の委員会でも堤議員からもそういう御指摘があり、その後も陳情者とは、例えば、人事課等を交えてテレビ会議等も行っていきます。時間も割と1時間、2時間という単位で行っており、そういった中で、なかなか納得いただかないので、こういう陳情がまだ出ていると思いますが、説明を繰り返していくしかないかなと思っています。

堤委員外議員 ぜひ説明を繰り返してやってください。大変だろうけど、やはり納得するのが大事だから、県民として。そこら辺でぜひ話をするようにしてください。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかにないようですので、以上で陳情について終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。

それでは、①、②あわせて説明をお願いします。

遠藤交通政策課長 総務企画委員会資料の5ページをお開きください。

JR久大本線の復旧について説明します。

まずは、本年2年7月の九州豪雨における久大本線の主な被災箇所ですが、資料左上の写真をお覧ください。こちらは、引治駅—豊後中村駅間に位置する第一野上川橋梁ですが、橋脚部分が傾斜し、橋梁にゆがみが生じています。

その右の写真は、豊後中村駅—野矢駅間に位置する第二野上川橋梁ですが、河川の増水により流失しています。

その他にも、水分トンネルへの土砂の流入や、南由布駅—湯平駅間の築堤崩壊など、被災箇所は全線で145か所に及んでいます。

現在の復旧状況ですが、資料の中段下の普通列車運行計画をお覧ください。日田駅—豊後森駅間、庄内駅—大分駅間においては既に運行が再開されていますが、豊後森駅—庄内駅間については、いまだ復旧しておらず、鉄道に代わり

代行バスが運行している状況です。

同区間の復旧については、10月28日にJR九州の青柳社長が、今年度内の全線での運転再開を目指して復旧工事を進める方針を示しており、現在、復旧に向けた工事が行われています。今年度中には、全線での運行が再開されるものと見込んでいます。

JR久大本線は、日常生活の維持に必要な不可欠な路線であり、また、特急ゆふいんの森が運行する観光面でも非常に重要な路線でもあるため、引き続き、JR九州に対して、沿線住民のためにも一日も早い復旧が果たされるよう、県としても働きかけていきたいと思っています。

柳井芸術文化スポーツ振興課長 資料6ページをお開きください。

議員の皆さまには、大分トリニータを支援する議員連盟を組織して、シーズンパスの購入や後援会入会など、長きにわたり御支援をいただいていることに対し、心からお礼申し上げます。

それでは、トリニータのシーズン結果について御報告します。

今シーズンはあと4試合を残していますが、左側のJ1順位表にあるように、第31節終了時点で10勝7分13敗の戦績で、勝点37、11位となっています。

シーズン当初の目標としていた勝点55、6位以内の達成は難しい状況ですが、シーズンを通してリーグ中位をキープする結果となっています。

続いて、右側のJ1リーグ観客動員数を御覧ください。

今シーズンは、新型コロナウイルスの影響で無観客試合や、観客数制限のある中での開催となったため、ホームゲームの平均入場者数は、現時点で5,098人となっています。これは、昨シーズンの1万5,347人の3分の1となっています。

資料の7ページをお覧ください。

大分フットボールクラブの令和3年1月期決算について、本年10月末時点での見込みを説明します。

左側の貸借対照表を見ると、負債の部のうち、

短期借入金が3,800万円、長期借入金が1億1,200万円となっています。

これはコロナ禍の中、当面の資金を確保するために、本年6月に県の制度資金を活用して1億5千万円の借入れを実施したことによるものです。

右側の損益計算書ですが、今期はチケット収入等が落ち込んだ影響で、当期純利益は、1億8,200万円の赤字となる見込みですが、純資産額が2億4,600万円あるので、債務超過にはならない状況です。

来シーズンもコロナの影響で厳しい状況が続きますが、経営基盤の強化とJ1定着を目指し、スポンサー収入やシーズンパス販売数の確保に取り組んでいきます。

また、県民に愛されるトリニータになるため、ホームゲームではユニバーサルスポーツ体験コーナーを設け、障がいのあるなしにかかわらず、一緒にスポーツを楽しめる取組を行っており、来シーズンも継続していきます。

皆さまには、引き続きの御支援をお願いします。

三浦委員長 ただいまの報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に御質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 なければ、私から1点あります。

もう皆さん御案内のとおり、私の地元日出町でイスラム教徒の方の土葬墓地問題があり、先日の町議会では建設反対の陳情が採択されました。その前々日には早期建設を求める書面が日出町側に出されている状況であり、正に今、町を二分している状況です。

さきほど総務部では、市町村振興課及び宗教法人を管轄する県政情報課から様々な答弁等をいただきましたが、企画振興部の国際政策課で、多文化共生社会に関する法律等もできていると

と思いますが、そういった観点から見て、この土葬墓地問題、九州はもちろん、四国、中国地方でも初めてで、これが大分県にできることがどうなのか、いかがですか。

藤井国際政策課長 国でも今年9月に多文化共生推進プランを14年ぶりに改定しました。多文化共生がどういった考え方かと言うと、国籍とか民族など異なる人々が互いの文化的な違いを認め合って、対等な関係を築きながら地域社会の構成員として共に生きていきましょうといった考え方です。こういった観点を踏まえながら、地域の方、また、宗教法人の外国の方の意見もよく聞いて、できればそういった考え方、あるいは気持ち等に寄り添いながら、今後どうしていくかを地域において十分話し合いながら進めていただければと考えています。

三浦委員長 ありがとうございます。

これは総務部でも言いましたが、外国人の墓地建設というのは、国がしっかりガイドライン等を作成して、やはり自治体にあっせんというか、助言等で促す、そういったシステムがあるべきではないかと思っています。

また、国の施策では海外の方の流入を促進してきたわけで、こういったことが予見されていてもおかしくない状況だったわけです。しっかり総務部など他の部局と一緒に国に情報を求めて、今、日出町は非常に判断が難しい状況に追われているので、様々な形で情報提供をしてほしいと思うので、よろしくをお願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかにないようですので、これをもちまして、企画振興部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

委員の皆さまは、この後、協議を行いますので、そのままお待ちください。

〔委員外議員、企画振興部退室〕

三浦委員長 これより、内部協議を行います。まず、閉会中の所管事務調査の件について、

お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 私から、参考人の招致についてです。

立命館アジア太平洋大学の須藤智徳教授、SDGsの第一人者ですが、第1回定例会会期中に講演をお願いしたいと思っています。

あわせて、ホーバーの関係で例えば第一交通産業株式会社等から何か提案があれば、適宜、状況に応じて常任委員会を開催していきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

それでは、これもちまして本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。